7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長から水道施設工事又は機械器具設置工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した水道施設工事又は機械器具設置工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から、認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」(施本第1605号（ＣＣＰ)。6．8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成10年度以降に元請けとして、膜分離活性汚泥法による汚水処理施設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
イ　建設業法の水道施設工事又は機械器具設置工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　水道施設工事又は機械器具設置工事に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、水道施設工事又は機械器具設置工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　共同企業体の名称は、「岩国飛行場（H25）北側汚水処理施設整備工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 25 年９月 27 日
法務省大臣官房会計課長　小野瀬　厚
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第 227 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、67、29
⑵　借入物品及び数量　出入国管理業務個人識別情報システム用バイオメトリクス読取装置等　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成25年10月22日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達係　大木　淳生　電話03―3580―4128（直通）
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成25年９月27日から同年10月21日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成25年10月３日11時00分
⑵　開催場所　法務省大臣官房会計課入札室
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 15, 67, 29
⑵　Nature and quantity of the products to be leased : Lease of Biometric units consists of camera and fingerprint reading devices for Japan biometric identification system, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　22 October 2013
⑷　Contact point for the notice : Atsuo Ooki, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1　Kasumigaseki　Chiyoda-ku,　Tokyo 100―8977 Japan TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 25 年９月 27 日
経済産業省大臣官房会計課長　松尾　剛彦
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75、29
⑵　購入等物品及び数量
経済産業省庁舎の管理・運営業務　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成25年10月17日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8901 東京都千代田区霞が関１－３－１　経済産業省大臣官房情報システム厚生課厚生企画室管理担当　滝沢　光好　電話03―3501―6789
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成25年９月27日から平成25年10月16日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ
4　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 75, 29
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Facility management operations at Government Buildings of Ministry of Economy, Trade and Industry
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M, 17 October, 2013
⑷　Contact point for the notice : Mitsuyoshi Takizawa, Group of Administration, Welfare Planning office, Ministry of Economy, Trade and Industry, 1―3―1 Kasumigaseki Chiyodaku, Tokyo 100―8901 Japan TEL 03―3501―6789

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案等の作成が完了したので、仕様書案等に対する意見を招請します。
平成 25 年９月 27 日
支出負担行為担当官
経済産業省大臣官房会計課長　松尾　剛彦
◎調達機関番号　019　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量
経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務　１名以上
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成25年10月18日17時（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8901 東京都千代田区霞が関１－３－１　経済産業省大臣官房会計課契約担当　米川　敏浩　電話03―3501―1616（ダイヤルイン）
3　仕様書案等の交付
⑴　交付期間　平成25年９月27日から平成25年10月８日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案等の説明会
⑴　開催日時　平成25年10月３日15時
⑵　開催場所　経済産業省大臣官房会計課入札室（本館１階財務省側入館ゲート外）
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Electronic Data and Examination Processing Systems Integrator 1 person or more
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　18 October, 2013
⑷　Contact point for the notice : Toshihiro Yonekawa, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry 1―3―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8901 Japan TEL 03―3501―1616